

町田市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の一部を改正する条例  
 町田市介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例（平成12年6月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けは、被保険者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときに行う。</p> <p>(1) 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費又は法第61条第1項に規定する<u>高額介護予防サービス費</u>（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給要件を満たすと認められるとき。</p> <p>(2) 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する<u>介護予防福祉用具購入費</u>（以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）の支給要件を満たすと認められるとき。</p> <p>(3) 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する<u>介護予防住宅改修費</u>（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の支給要件を満たすと認められるとき。</p> <p>(貸付けの額)</p> <p>第3条 貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の<u>規定による</u>申請を受けたときは、審査の上、貸付けの可否を決定し、その旨を<u>当該申請をした者</u>に通知する。</p>	<p>(貸付けの対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けは、被保険者が次の各号の<u>一に</u>該当するときに行う。</p> <p>(1) 法第51条に規定する高額介護サービス費又は法第61条に規定する<u>高額居宅支援サービス費</u>（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給要件を満たすと認められるとき。</p> <p>(2) 法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条に規定する<u>居宅支援福祉用具購入費</u>（以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）の支給要件を満たすと認められるとき。</p> <p>(3) 法第45条に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条に規定する<u>居宅支援住宅改修費</u>（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）の支給要件を満たすと認められるとき。</p> <p>(貸付けの額)</p> <p>第3条 貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、審査の上、貸付けの可否を決定し、その旨を<u>申請者</u>に通知する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。